

## 10/27～ 児童虐待とDV 防止

11 月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」、  
11 月 12 日から 25 日までは「女性に対する暴力をなくす・パープルリボン運動」  
それぞれの取り組みが、全国各地で行われます。今週は、児童虐待とドメスティック・バイ  
オレンス（DV）の防止について理解を深めていきましょう。

まずはじめは、児童虐待防止についてです。

全てのこどもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健  
やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。

しかし、こどもが、ご飯を食べさせてもらっていない、こどもの身体に、不自然なあざや  
傷がある、こどもの命が、親や養育者によって奪われるなど、重大な事件が後を絶ちません。  
深刻な状況が全国各地で起こっており、新聞やテレビの報道で、このような事件を見聞き  
するたびに、「なんと、恐ろしいことが起きるのか」と悲しくなります。児童虐待により、  
こどもの「命」と「権利」、そして「未来」が奪われてしまうのです。

子育て中の皆さん、子育ては楽しいですか。親の思いどおりにならなくて疲れていません  
か。一人で悩みを抱え続けていると、ついつい、こどもへの虐待につながってしまうことも  
あります。子育てに不安を感じたり、つらいと感じたときは、誰かに相談してみましょう。

地域に住む皆さん、孤立しがちな子育て中の皆さんを温かい目で見守ってください。挨拶  
や声かけなど、ちょっとした「目くばり」「気くばり」が子育て中の親子を勇気づけます。

ここで、こども家庭庁、令和 7 年度児童虐待防止推進キャンペーンの標語を紹介します。  
「知らせよう あなたが あの子の声になる」 児童虐待かも・・・と思ったら、全国共通  
の児童虐待対応ダイヤル「189（いちほちきゅう）」に、電話をしてください。あなたの電  
話 1 本で救われるこどもがいますから・・・。

次に、ドメスティック・バイオレンス（DV）防止について考えてみましょう。

暴力は、性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。  
特に配偶者や恋人などの親密な関係にある人からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為  
など暴力をドメスティック・バイオレンス（DV）と言います。これは、命をも奪う重大な  
人権侵害です。

親密な相手から、殴る、蹴る、大声でどなられる、何を言っても無視される、性行為を強  
要される、ずっと監視されている、ということはありませんか。「好きだから、離れたくな  
いから、自分が我慢していい。」とっていませんか。

勇気がいるかもしれませんが、一人で悩まず、相談してください。あなたは一人ではあり  
ません。

相談を受けた人は、しっかり受け止めて相談先を紹介することが大切です。相談先として、  
丹波市 DV 相談支援センターがあります。勇気がいるかもしれませんが、まずは、お電話  
ください。電話番号は、86-8730 です。

命の危険がある場合は、迷わず110番してください。

夫婦や恋人と対等なパートナーとして生活していくためには、対話が必要です。  
暴力でなく、自分の思いを言葉で伝えることを大切に、互いを思いやる心を育みましょう。